

月報私学

10
October
2012
Vol.178

日本私立学校振興・共済事業団広報



帝塚山学園は平成23年度、学園創立70周年を迎えました。学園創立から今日まで、「国家・社会の負託に応える有為の人材を育成する」の理念のもと、一貫して「教養教育」、「実学教育」、「専門教育」を行っています。現在は幼稚園から大学院まで約7,500人の学生生徒等が学んでいます。
写真提供：学校法人 帝塚山学園（奈良県奈良市）

CONTENTS

- 被用者年金制度一元化
「共済年金職域部分と退職給付に関する有職者会議」報告書の概要…………… 2
- 私立大学等経常費補助金Q & A②…………… 4
- 「私学データ作成システム」等をご活用ください…………… 5
- 連載⑬「魅力あふれる学校づくりを目指して」
『有為の人材を育成』— 帝塚山教育を貫き七十余年…………… 6
- 私学事業団の刊行物…………… 8
- 医療費通知の送付／年金の請求時期と時効…………… 9
- 被扶養者認定申請—ポイントと事例①—……………10
- 積立共済年金・共済定期保険 後期募集……………12
- 私学共済ホームページをご活用ください……………13
- INFORMATION……………14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内……………16

被用者年金制度一元化 「共済年金職域部分と退職給付に関する 有識者会議」報告書の概要

企画室（共済事業本部）

第一八〇回通常国会に提出されていた被用者年金一元化法案につきまして、平成二十四年八月十日、可決・成立し、八月二十二日に公布されました（この法案の概要は、本誌六月号に掲載）。この法案で検討事項となっている共済職域部分廃止と同時に設けられる新たな年金（新三階年金）については、岡田副総理の下、「共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議」（以下「有識者会議」といいます）で検討されておりましたが、七月五日、有識者会議における報告が取りまとめられましたので、その概要についてお知らせします。

1 公務員退職給付の官民較差是正

民間の企業年金及び退職金に関する
人事院調査結果

民間 ↓ 二、五四七・七万円
公務 ↓ 二、九五〇・三万円
差額（四〇二・六万円）

↓ 人事院調査結果に基づき官民較差を是正すべきとの結論に至った。

↓ 官民較差四〇二・六万円の調整は、その全額を一時金である退職手当の支給基準引下げにより行うことが適当（二、七〇七・一万円から二、三〇四・五万円に約一四・九％引下げ）。

平成二十四年三月に公表された人事院調査結果により指摘された官民較差について、国家公務員等の退職手当及

2 官民較差調整後の公務員の退職給付の在り方

び共済年金職域部分から構成される退職給付総額の今後の在り方について検討が行われ、退職給付の差額約四〇〇万円については、退職手当の支給水準引下げによって官民較差調整を行う（下図参照）。

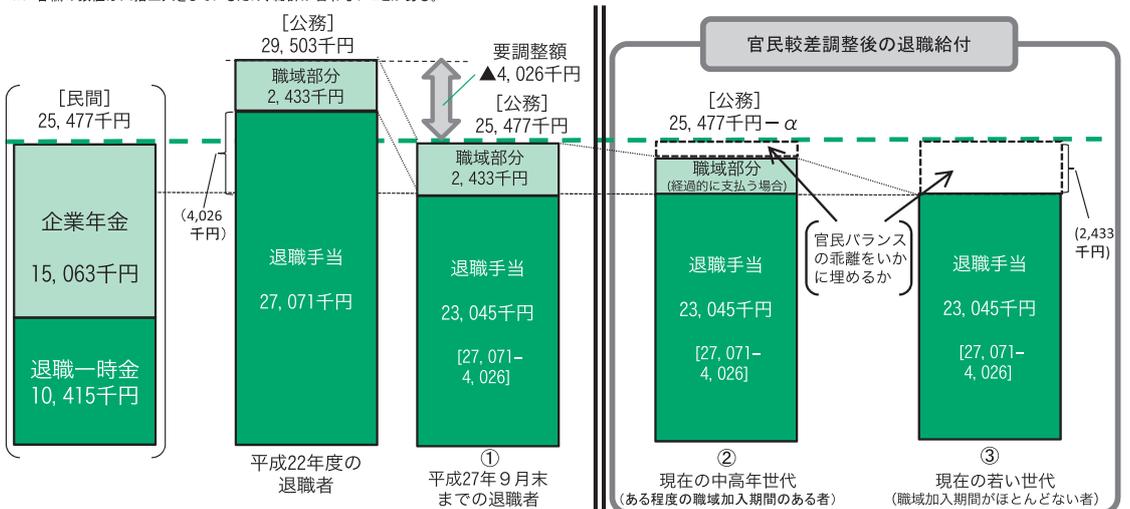
二十七年十月以降、職域部分の廃止により官民較差調整後の退職給付が経過的に減少することになり、官民のバランスが乖離（逆に公務員が低くなること）するため、官民較差調整後の退職給付について、①その全額を退職手当として支給するか、②その一部に年金を導入するかは、官民均衡後の退職給付総額を退職手当と年金でどのように配分するかの問題であり、一定の仮定の下では公務員の退職給付への最終的な税投入は変わらないことを前提

平成27年9月末までの退職者にかかる退職給付の支給水準調整について

- 現行の公的年金としての職域部分は平成27年10月（被用者年金一元化法の施行日）に廃止
- 施行日前に共済年金の受給権を有する者については、従来どおり職域部分を支給（⇒下記①参照）
- 施行日において受給権を有しない共済年金加入者の、既加入期間に係る職域部分の取扱いについては、別に法律で定める（期待権への配慮が必要）
- よって、当面の退職者については、職域部分の支給水準（現価額243.3万円）に大きな変更は生じないと見込まれる
（※5年おきの調査実施を想定すれば、次回の官民比較調査は、27年度退職者について28年度に実施することになる）

⇒ 上記を踏まえれば、402.6万円（官民較差）を調整するには、当面の退職者については「退職手当」によらざるをえないか

※ 各欄の数値は四捨五入をしているため、総計が合わないことがある。



※なお、「退職手当」による調整を官民較差402.6万円の一部に留める場合、当面の退職者に対し民の支給水準を上回って支給する問題が発生（有識者会議報告書資料より抜粋）

に、
○ 民間の企業年金に相当する労使折半の年金（年金払い退職給付）を導入し、退職手当との二本建てで支給すること
○ 年金の一部を一時金として支給することが選択可能な仕組みとすること
○ 確定給付型と確定拠出型双方の特徴を併せ持つキャッシュ・バランス方式を採用

○ 服務規律維持のため支給制限措置を導入したり適切な水準の公務上障害・遺族年金を設けたりするため終身年金を設定するなど、公務の特殊性に配慮した公務員制度の一環としての年金とすることが適当である

「年金払い退職給付」の具体的イメージ

- ① 公務員の相互救済という要請に応える観点から、公務員本人にも事業主と同程度の負担を求め、掛金について労使折半負担とする。
- ② 年金のうち二分の一程度は一時金・有期年金選択可とし、残りは終身年金とする。
- ③ 年金財政の健全性を堅持する観点から、財政運営や指標の設定等において、現行法令上民間企業年金に認められたキャッシュ・バランス方式（※1）を基にさらに保守的な制度設計・運営を行う（※2）。
- ④ 公務員制度の一環として、現役時から退職時までを通じた信用失墜行為等に対する支給制限措置を導入する。
- ⑤ 全額公費負担であった公務上障害・遺族年金制度を労使折半の枠内で導入する。
- ⑥ 退職手当のみの支給とする場合と最終的な税負担は変わらないと考え得るが、現行職域部分と異なるものであることを明確にする。

このため、賦課方式に基づく現行の職域部分が保有する積立金は一切活用することなく、また、年金額を現行水準より抑制し、現行法令上民間企業年金に認められた仕組みにより保守的な制度設計・運営を行い、⑤等を除いて障害・遺族年金制度を廃止する。

- （※1）キャッシュ・バランス方式
確定給付型年金の一種で、毎月の報酬に対する一定率の付与と国債利回りに連動した客観的指標で付利したものを個人ごとに「仮想個人勘定」に累積し、その積み立てられた仮想個人勘定により年金を支給する仕組み。
- （※2）キャッシュ・バランス方式をベースにした場合の財政の安定に関する検討事項
 - 財政運営に関する事項
 - (1) 財政運営に関する事項
 - 保険料を計算する際の予定利率の仮定等を慎重に設定
 - 制度発足当初は早期（例えば三年後）に財政再計算を実施。給付設計や保険料水準等について早期に検証・検討
 - 制度発足当初は、次回の財政再計算までに発生する可能性のある財政のマイナス要因等（運用利回りの低迷等）を織り込んで、安全な保険料を設定
 - (2) 積立（加入時）に関する事項
 - キャッシュ・バランス方式の特長

として、運用実績が予定利率を下回った場合であっても、指標の実績が見通しを同程度下回れば、利回りにかかる積立不足要因は抑制・従来方式では、運用実績と予定利率との乖離は積立不足の要因・キャッシュ・バランス方式では、指標の実績が見通しを下回った部分は給付水準が調整される

- 仮想個人勘定に付利する指標について慎重な設定を行う
 - ・例えば、指標として、当面は、十年国債の応募者利回りの十年平均、五年平均、一年平均のうち低いものを使用（さらに、上限を設定）することも考えられる
 - ・指標及び予定利率を慎重に設定した上で、さらに、運用実績、指標の実績、予定利率の関係に着目して付利する率を保守的に定めることも考えられる
- (3) 給付（受給時）に関する事項
 - キャッシュ・バランス方式の特長として、一定の条件のもとで、指標の変動に伴い受給者の給付水準を調整する仕組みが導入しやすい
 - 年金額計算の基礎となる予定利率を慎重に設定することで、利回りにかかる積立不足要因を抑制
 - 終身年金とする場合、毎年の年金額を改定する際に、指標の変動と同様に、死亡率の変化も織り込

3 地方公務員・私立学校教職員の年金について

検討のポイント

- 地方公務員の年金制度も公務員制度の一環であり、国と地方で年金財政を一元化し、同一保険料・同一給付の制度とされてきた経緯があること
- 私立学校教職員の制度は、ともに学校教育を担う国公立学校の教職員との待遇均衡を図ってきた経緯があること

↓ 被用者年金一元化後においても、地方公務員・私立学校教職員の年金として、国家公務員の年金制度と同様の制度を導入することが適当

今後、この報告書を基に法案化される見込みであり、その場合、私立学校教職員の年金制度は、国家公務員の年金制度と同様の制度が導入されることとなります。

本報告書の詳細は、国家公務員制度改革推進本部ホームページ（<http://www.gyokaku.go.jp/koumin/kabi/>）を参照ください。また私学共済ホームページ「年金制度改革の動向」で見ることが出来ます。

助成業務

私立大学等経常費補助金Q&A②

私学事業団から関係学校法人へ電子窓口を通じてお知らせしたQ&Aから、特に重要なものをご紹介します。

特別補助

授業料減免事業等支援経費（震災分）について

Q 被災減免で補助対象となる学生の要件を教えてください。

A 次のいずれかの要件に該当する場合、経済的に修学困難であると認め、減免の対象とした学生となります。

- ① 震災により家計支持者が死亡若しくは行方不明であること、又は長期療養中若しくは重度な障害を負っていること
- ② 家屋が全半壊や流出等の損壊を受け、又は浸水等の被害を受けたこと
- ③ 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、経済的に困窮していること又は避難生活等を余儀なくされていること
- ④ ①から③のほか、震災に伴い家計支持者が失業するなどして著しい家計急変があり（主たる家計支持者が給与所得者である場合は八四万円以下、給与所得者以外である場合は三五五万円以下の収入金

額であること）、学費納入が困難であること

※①から④のいずれについても、罹災証明書など被災状況を確認できる資料の提出を受けている必要があります。

Q 今年度から、授業料減免事業等にかかる規程等の整備、選考委員会等における選考が必要とされますが、これらの「等」には何が含まれていますか。

A 一定の決まりの中で、被災学生に対する授業料減免が執行されることに要件となりますので、「規程」「規則」「基準」「取扱」等、その名称は限定しません。また、選考委員会等についても、その名称は限定されるものではありません。既存の授業料減免事業で機能している委員会があれば、その中で対応する形をとることで問題はなく、特定の委員会がない場合でも、理事会、役員会等で選考が行われていれば、対象となります。

なお、いずれの会議体においても、

減免対象者の選考過程及び決定理由等が明らかになるよう、議事録の整備をお願いします。

外国人留学生に対する授業料減免について

Q 平成二十四年六月二十六日付けで、会計検査院から私学事業団に特別補助項目「外国人留学生に対する授業料減免事業」についての是正改善処置要求がありました。が、どのようなところが問題だったのですか。

A この項目は、経済的に修学困難な外国人留学生に対する授業料減免の規程等が整備され、規程等には選考基準が明記されていることが補助要件です。

会計検査院による本事業団への是正改善処置要求では、会計検査院の実地検査において、二十二年度の「外国人留学生に対する授業料減免事業」について、

- ① 経済的に修学困難な留学生を対象とした授業料の減免にかかる規程等が整備されていない事例
- ② 経済的に修学困難な状況に該当するかを判断するための選考基準が規程等に明記されていない事例

があり、これらは、特別補助の趣旨に沿った授業料の減免として適切で

はなかったとされたものです。

Q 「外国人留学生に対する授業料減免事業」にかかる規程及び選考基準について、ポイントとなるのはどのような点ですか。

A 「経済的に修学困難であると認められる者」を選考するための基準として、「経済的に修学困難」であるかどうかに関して、具体的に仕送り額等の数値基準を設けていること、及びそれが実際に機能しているかがポイントとなります。

なお、数値の設定はないものの、選考委員会等において、経済状況を判断材料としている場合については、何を基準に「経済的に修学困難」と認められたか、その根拠が委員会等資料により明らかになっていることがポイントです。

※以上を含めて七月二十六日付けで電子窓口にてQ&Aを掲載しています。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

助成部 補助金課

一般補助

☎ 〇三(三三三三〇)七二〇〇～七三〇二
七三〇六～七三〇八

特別補助

☎ 〇三(三三三三〇)七二〇三～七三〇五
七三〇九～七三一一

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

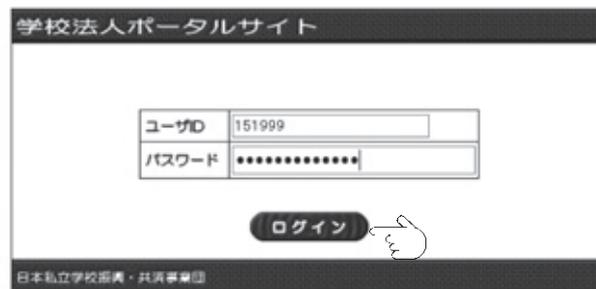
「私学データ作成システム」等をご活用ください

私学事業団では、学校法人の経営に役立てていただけるように以下のシステムを用意しています。

- ☆「私学データ作成システム」（大学法人～高等学校法人対象）
貴法人の財務帳票等の出力や財務シミュレーションを行うことができます。
- ☆「今日の私学財政閲覧システム」（大学法人～小学校法人対象）
冊子に取りまとめている各帳票をPDF形式やCSV形式で取得することができます。

助成業務

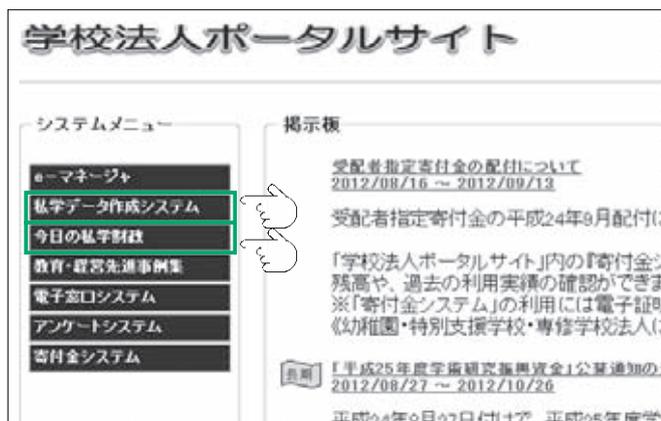
I 私学事業団ホームページより学校法人ポータルサイトへアクセス



私学事業団（私学振興事業本部）ホームページを表示し、
「学校法人ポータルサイトへ」をクリック

ユーザID（法人番号）とパスワードを入力
☆ 本事業団より発行する認証情報が必要になります。

II 利用するシステムを選択



私学データ作成システム又は今日の私学財政
から利用する方をクリック

私学データ作成システムについて

→ 親認証もしくは子認証（私学データ作成システム用）が必要になります。

（注）「基礎調査票e-マネージャにより発行した子認証」及び「学校法人ポータルサイト閲覧用子認証」ではアクセスできませんのでご注意ください。詳細は学校法人ポータルサイトトップ画面の「お知らせ」に掲載されている「電子証明書の利用権限」をご覧ください。

III 「私学データ作成システム」で作成できるデータの例

「私学データ作成システム」では、学校法人等の所在地、系統、学生生徒等数（総現員規模、総定員規模）を条件として以下の集計データを作成することができます。

入学定員充足率、志願倍率、教職員数、教職員の年齢別平均給与（大学・短期大学のみ）、人件費比率、教育研究経費比率、帰属収支差額比率、学生生徒等納付金比率、基本金組入率、借入金等返済比率、借入金依存率、資金収支比率、自己調達資金収支比率、固定資産構成比率、流動比率、総負債比率、前受金保有率、減価償却比率など

☆なお、操作手順の詳細は、それぞれのシステムにログイン後に表示されるマニュアルをご覧ください。右記にお問い合わせください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター 私学情報室
☎ 03 (3230) 7846・7847
Eメール center@shigaku.go.jp

魅力あふれる学校づくりを目指して

連載 ⑬ 『有為の人材を育成』 — 帝塚山教育を貫き七十余年

学校法人 帝塚山学園 理事・本部事務局長 湯谷 明雄

「青丹よし」の奈良にある帝塚山学園は昨年、創立七十周年を迎えました。

奈良市学園前、東生駒の両キャンパスに二歳児教育、幼稚園、小学校、中学校・高等学校、それに大学（六学部、四研究科）からなる総合学園で、在籍者数は園児、児童、生徒、学生合わせて約七、五〇〇人です。

建学の理念に「国家・社会の負託に応える有為の人材を育成する」を掲げ、これまで『子は学園の宝』の精神で、人間尊重と個性を伸ばす教育、いわゆる「帝塚山教育」で切磋琢磨しながら、その伝統を受け継いできました。

先人の努力により、ブランド力が高まったこととあいまって、社会に貢献する多くの人材を輩出することができ、地域の皆様から一定の評価をいただいております。今、学園各校が強い絆で連携し「私学冬の時代」に立ち向かっている帝塚山教育の一端を紹介いたします。

力と心の教育に邁進

昭和十六年の帝塚山学園創立にあたり、「力と心の教育（意志の力、情の力、知の力、軀幹の力）」の実現を教育目

標に挙げました。これをベースにした帝塚山教育の柱は、次の七つです。

- ①心も身体も伸び伸びと伸ばす教育
- ②個性が尊重され、いかされる教育
- ③情緒ゆたかで情操を高める教育
- ④実践力のある人間をつくる教育
- ⑤世のために尽くそうという精神の涵養
- ⑥自主独立の精神と自ら学ぼうとする意欲の養成
- ⑦国際的な広い視野を育む教育

やや理想主義に走った言葉が並んでいるようにも見えますが、これらは、学園が男子中学校（旧制）開学から終戦後の混乱期という困難な時代を経て、男女共学の中学校・高等学校、次に小学校・幼稚園の開校（園）、また短期大学（後に四年生大学へ移行）、そして大学の設置拡大へと大きく発展してきた中で、常に目指してきた永遠の教育方針です。

最後の七つ目は、大学の設立時に「広い国際的視野の上に、日本人としての深い自覚と高い識見を持ち、社会の要請に応え得る教養と創造力を備えた

人材の育成を目標とする」として教育方針に付け加えたものです。時代の要請に応え、当時は日本で唯一、女子だけの教養学部としてスタートした大学も、二年後の平成二十六年には創立五十周年を迎えます。

小・中・高でコーラスコンクール

少しユニークな学校行事に、帝塚山小学校、中学校・高等学校が毎年一回、各学校別に行う学園伝統のクラス対抗コーラスコンクールがあります。いずれも四十年から六十年近い歴史があります。



60年近い歴史のあるクラス対抗コーラスコンクール（帝塚山中学校・高等学校）

小学校はコンクール形式ではないため音楽祭と名づけ、校外の大ホールを借りて行っています。一年生から学年順に各クラス全員が次々に舞台上に登

場。それぞれ選曲した歌を同級生の指揮と伴奏に合わせて、五、六分間、懸命に歌い上げ、クラスの美声と結束ぶりをアピールします。

中学校・高等学校は外部の音楽家に審査を依頼する入れ込みようで、毎回保護者もどつと見学に押し寄せ、大好評の取り組みです。

劇で魅せる小学校の学習発表会

学年末にクラスごとに、劇で勉学の成果を披露する小学校の学習発表会も学園伝統の行事です。



劇で勉学の成果を披露する学習発表会（帝塚山小学校）

各クラスの担任がテーマを決めてシナリオを作ります。一か月かけて児童全員が台詞を覚え、舞台稽古します。発表会は、一年生から六年生までクラス三〇分から四〇分間、舞台上で児童を前にして歌や踊りも交えて一生懸命

命に演じます。一日かけたテーマ劇のオンパレードに校長が丁寧に講評をして、子供たちの舞台を盛り上げる按配です。

児童の総合的な成長ぶりが一目でわかるため、保護者たち必見の行事となっています。

中高の弁論大会、英語スピーチコンテスト

さらには毎年度末、帝塚山中学校と高等学校で実施される弁論大会、英語暗唱大会、英語スピーチコンテストも長い歴史を持っています。

弁論大会は、全生徒が冬休みに社会性や時事性のあるテーマを決めて各自原稿用紙四、五枚程度にまとめます。

これを題材にして、三学期にクラスごとに弁論大会の予選を行い、クラス代表一人を選出。講堂で行われる本番では、各代表がクラスの名誉をかけて舞台に立ち、全生徒を前に自分の主張を懸命に訴えます。

英語の暗唱・スピーチコンテストも、予選を通過したクラス代表が舞台上に上がり、練習の成果を披露します。

いずれも学習の成果が試されるので生徒たちは、全力をあげて頑張ります。

地元に着した奈良学総合文化研究所

「奈良学」をご存知でしょうか。帝塚山短期大学の元教授が提唱したもので、帝塚山大学がある奈良はいうまで

もなく、日本文化の故郷であり、原点であります。そうした文化の宝庫としての地元・奈良の地を生かして、さまざまな文化的現象を多角的な視点で捉え、研究しようとするのが奈良学です。



「奈良学」の研究成果を発表する公開講座。本講座を含め、大学主催の公開講座は年間平均約60講座に達する。(帝塚山大学)

現在は奈良学という視座を強化した歴史・文化・芸術研究の拠点として大学附置「奈良学総合文化研究所」を設置し、その成果は研究誌「奈良学研究」や、公開講座、研究会を通して学生や広く地元還元されています。

大学が文部科学省事業プログラムに一件選ばれる

次に、帝塚山教育の成果ともいえる大学での取り組みを挙げます。

大学の個性化が求められる時代にあって、その特色を発揮して、社会のニーズに応える人材養成を図っていくかが問われるのは、言うまでもありません。

せん。

国も大学教育の改革を進めるため、「質の高い大学教育推進プログラム(教育GP)」といった文部科学省事業を推し進めています。

帝塚山大学はこれらの大学教育改革プログラムに積極的に応募し、次々と狭き門を突破、最終的に一件のプログラムが採択されました。

帝塚山大学が全国に先駆けて開発したeラーニングシステム「TIES」を活用した取り組み「学生の自立性を高める教育学習支援システム-TIES Sライブ塾とサイバーチューターを活用して」、「心のケアとサポート」人材養成と自立支援―地域の活性化と安心・安全な社会の創造のための実践的教育」、また二年連続で年間二本のプログラムが選ばれるなど、本学の教育力の高さと強さが認められ、実証されました。

学園内外との連携

最後に、奈良県下最大の総合学園として、力を入れて取り組んでいる二つの連携について紹介しましょう。

学園内では建学の理念の下に学ぶ学校(園)間の連携教育を大切にしています。小学校の児童が、幼稚園児に絵本や英語の読み聞かせを行ったり、大学現代生活学部子ども学科の学生が、幼稚園の行事に参加し、園児のサポートにあたるなど、学園各校が強い絆で

連携しています。



花火大会に帝塚山大学の学生サークルが劇を上演(帝塚山幼稚園・小学校)

もう一つは、地域との連携です。大学心理学部が運営する「こころのケアセンター」、現代生活学部子ども学科の「子育て支援センター」は、地域に開かれた施設として、地域の方々に相談活動などを行っており、好評をいただいております。

学園内外の二つの連携、今後もさらに広く展開したいと考えています。

寄稿者紹介

湯谷 明雄(ゆたに あきお)
理事・本部事務局長。本部事務局管理部長などを経て、二十一年より現職。



私学事業団の刊行物



実務経験に
役立つ

助成業務

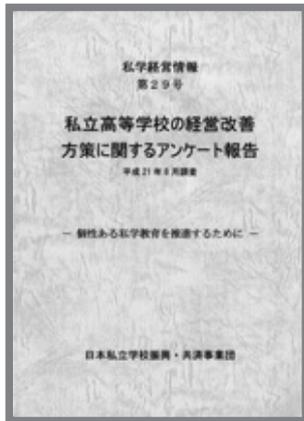


学校法人の経営に関する実務問答集 《第3次改訂版》

学校法人から寄せられた会計、税務及び法令等の経営実務に関する様々な相談の中から他の学校法人においても参考となりそうな内容をQ & A形式にまとめて掲載しています。

学校法人の経営実務にぜひお役立てください。

【内 容】 I 学校法人会計 II 税務 III 私立学校法等
A 5判362頁 定価3,500円(税込) ※送料別途



私学経営情報第29号

私立高等学校の経営改善方策に関するアンケート報告 平成21年8月調査 — 個性ある私学教育を推進するために —

【アンケート内容】 part 1 : 高等学校部門対象 A 生徒の確保
B 特色ある教育の推進
part 2 : 高等学校法人対象 C 経営の健全化

【参 考】 平成21年度 私立高等学校入学志願動向
A 4判197頁 定価2,300円(税込) ※送料別途



平成23年度版 今日の私学財政

全国の大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、特別支援学校、専修学校及び各種学校を設置する学校法人の財政状況について集計・分析し、各学校法人をはじめとする私学関係各位に提供するものです。

大学・短期大学編	A 4判282頁	定価3,500円(税込)
高等学校・中学校・小学校編	A 4判243頁	定価2,300円(税込)
幼稚園・特別支援学校編	A 4判163頁	定価2,000円(税込)
専修学校・各種学校編	A 4判188頁	定価2,000円(税込)

※送料別途

☆上記刊行物のほかにも、「今日の私学財政」のバックナンバーなどがご購入可能です。刊行物によっては完売の場合もございますので、詳しい在庫状況については、下記の学校経営研究会までお問い合わせください。

刊行物のご購入を希望される方は下記までお問い合わせください。

NPO法人 学校経営研究会 ☎ 03(3239)7903 / FAX 03(3239)7904
Eメール gaku@keiriken.net http://www.keiriken.net/

※刊行物の内容については下記までお問い合わせください。

私学経営情報センター私学情報室 ☎ 03(3230)7838 / FAX 03(3230)8727

医療費通知の送付

五月受診分の医療費について十月下旬に「医療費通知」をお送りします

業務部
短期給付課

加入者証等を使用して医療機関で受診すると、医療機関の窓口では一部負担金のみの支払いで済むため、実際にかかった医療費の総額がいくらのかは分かりづらいのが現状です。

そのため、私学事業団では、医療費の総額等をお知らせすることで、加入者及び被扶養者の皆さんに健康管理に心がけていただくとともに、医療費の適正化に役立たせるために、今年も十月下旬に五月受診分の医療費の総額等を「医療費通知」（加入者あて「親展」扱いの圧着はがき）により学校法人等（任意継続加入者の方は届出住所）あてに送付します。なお、「医療費通知」には、受診者名、受診年月、入院・外来等の別、診療日数、医療費の総額及び自己負担額が記載されています。医療機関名や傷病名は記載されていません。

● 医療機関から本事業団への医療費の請求が遅れた場合は、五月受診分のお知らせができなかったり、

五月受診分以前の受診分をお知らせすることがあります。

● 医療機関名、傷病名及び診療内容などについては、お答えできません。

● 「医療費通知」は、確定申告の際の医療費控除の証明書として使用することはできません。

● 東日本大震災により被災された方で一部負担金免除証明書を提示されて受診した医療費は含まれていません。



共済業務

年金の

請求時期と時効

年金部 年金第一課

年金を受ける権利は、受給権が発生した日の翌日から請求手続きをしないまま五年を経過すると、時効により消滅します。

加入者が勘違いをして、請求手続きをしないまま時効になってしまうケースが増えています。年金の受給権を時効により消滅させないためにも、請求時期をご確認いただき、請求手続きをしてください。

時効となってしまう例

次のような誤解から時効となる例が多く見られます。

- ・ 年金は六十五歳で請求するものと思っていた
- ・ 在職中は請求できないと思っていた
- ・ 私学共済の加入者期間が短いので年金は請求できないと思っていた
- ・ 遺族（又は障害）年金を受給しているのに退職共済年金は請求できないと思っていた
- ・ 給与収入があるので年金は請求できないと思っていた
- ・ 個別に連絡がくると思っていた

五年を経過してからの年金請求になつてしまった場合には、時効前（五年以内）に請求手続きができなかった「遅延理由書」を請求書に添付して

いただきます。「遅延理由書」の内容を審査し、その理由が認められた場合には、年金の決定が受けられます。ただし、この場合でも、年金の支払は請求時点から五年間しかさかのほれません。時効にならないように請求手続きをしていただくよう、お願いします。

● 退職共済年金は、次の受給要件を満たした時点で受給権が発生します。

特別支給（六十五歳前）の退職共済年金

- ・ 六十歳以上であること

（昭和二十八年四月二日以後生まれの人は、支給開始年齢が段階的に引き上げられます（「私学共済制度事務の手引 平成二十四年版」四五三頁）参照）

- ・ 公的年金制度等の加入者期間等が二十五年以上（※）
- ・ 私学共済の加入者期間が一年以上（六十歳の時に加入者期間が一年未満の場合は、加入者期間が一年になった時に年金の受給権が発生します）

本来支給（六十五歳後）の退職共済年金

- ・ 六十五歳以上であること
- ・ 公的年金制度等の加入者期間等が二十五年以上（※）
- ・ 私学共済の加入者期間が一年以上（ただし私学共済加入中は一年以上）

（※）加入者期間等の条件には期間短縮等の特例（「私学共済制度事務の手引 平成二十四年版」四五三頁）参照）があります。

事例1 子供が生まれたので被扶養者として認定申請したい

子の認定申請をする場合、被扶養者とすべき子の人数にかかわらず、夫婦それぞれの年間収入の多い方の被扶養者となります。

被扶養者認定申請書にある「扶養手当の有無」「扶養手当の月額」欄は必ず記入してください。子の認定は、学校法人等からの扶養手当の有無や、配偶者が被扶養者になっているかどうかによって添付書類が異なります。

※配偶者が育児休業等により休業している場合、配偶者の年間収入は休業前の金額で比較します。

※夫婦双方の年間収入が同程度である場合、被扶養者の地位の安定を図るため、届け出により主として生計を維持する人の被扶養者としています。

「同程度」の範囲については、「夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の額の1割以内である場合」とされています。



【添付書類】

	配偶者が被扶養者として認定されている場合	学校法人等から扶養手当が支給される場合	学校法人等から扶養手当が支給されない場合
1 続柄及び生年月日を確認する書類 (①②のいずれか)	①子の戸籍抄本（又は謄本） ②子の住民票（加入者が世帯主であって加入者との続柄が明記されたものに限る）		
2 加入者及び配偶者の年間収入を確認できる書類 (①②のいずれか)			①勤務先の年収見込証明書 ②前年の源泉徴収票の写し (ただし、前年の勤務期間が1年に満たないときは、年収見込証明書に限る)

事例2 子供を配偶者の扶養から加入者の扶養に変更したい

子について、配偶者の健康保険等の被扶養者として認定されているが、加入者の年収が配偶者よりも多くなる見込みである（又は多いことが判明した）ため、扶養替えをする場合の添付書類は次のとおりです。

【添付書類】

	学校法人等から扶養手当が支給される場合	学校法人等から扶養手当が支給されない場合
1 続柄及び生年月日を確認する書類 (①②のいずれか)	①子の戸籍抄本（又は謄本） ②子の住民票（加入者が世帯主であって加入者との続柄が明記されたものに限る）	
2 加入者及び配偶者の年間収入を確認できる書類 (①②のいずれか)	①勤務先の年収見込証明書 ②前年の源泉徴収票の写し (ただし、前年の勤務期間が1年に満たないときは、年収見込証明書に限る)	
3 子の収入に関する書類	(1)子が18歳未満の場合	原則として添付書類は必要ありません。 ただし、子に収入がある場合は、(3)の書類が必要です。
	(2)子が18歳以上で学生の場合 (①②のいずれか)	①在学証明書 ②有効期限の記載のある学生証の写し (ただし、夜間部・通信教育課程・大学院に在籍している場合は(3)に限る)
	(3)子が18歳以上で学生でない場合 (①②のいずれかで最新のもの)	①非課税証明書 ②所得証明書
	(4)被扶養者の要件を備えた日を確認する書類	①配偶者の健康保険制度の被扶養者を取り消しになったことが確認できる書類 ※被扶養者の要件を備えた日は被扶養者取消日となります。 ②国民健康保険に加入している場合は、国民健康保険証の写し ※被扶養者の要件を備えた日は申請のあった日（発信日）となります。



被扶養者認定申請 — ポイントと事例 ① —

業務部 資格課

私学共済制度では、主として加入者の収入で生計を維持している配偶者や子などの家族についても、病気やケガをしたときに保険診療等の給付を受けることができます。この家族のことを「被扶養者」といいます。

被扶養者の認定申請は難しく、必要な添付書類が分からないという声を聞きます。そこで、今月号から3回にわたり、被扶養者の認定申請に必要な書類について、具体的な事例を挙げて説明します。

1 被扶養者になれる人とは

(1) 加入者と別世帯でも認められる人

配偶者（届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人を含みます）、子、父母、孫、祖父母、弟妹

(2) 加入者と同一の世帯に属さなければ認められない人

上記(1)以外の三親等内の親族、加入者の配偶者で届け出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人の父母・子、当該配偶者の死亡後における父母・子

2 主として加入者の収入によって生計を維持する人とは

共済制度の組合員又は加入者もしくは健康保険（国民健康保険を除きます）及び船員保険の被保険者ではなく加入者が扶養している人であって、恒常的な収入が年間130万円未満の所得である人を行います。

また、障害を事由とする公的年金等を受けているとき又は60歳以上で公的年金等を受けているときは、恒常的な収入が年間180万円未満の所得である人を行います。

3 恒常的な収入とは

次の(1)(2)のような継続して得られるもの（又はその予定のもの）をいい、所得金額の算定は課税上の所得金額の計算とは異なります。

(1) 総収入金額で取り扱うもの

恩給・公的年金・個人年金・給与・傷病手当金・失業給付金など

(2) 経費の実額を控除した後の所得金額で取り扱うもの

事業収入・不動産収入など

※ 2つ以上の種類の所得がある場合は、合算した金額を恒常的な収入とします。

4 被扶養者の要件を備えた日とは

上記の1・2の条件を満たした日をいいます。

【被扶養者の要件を備えた日の例】

加入者の私学共済制度への加入日、婚姻日、退職日の翌日、収入減となった日、誕生日など

5 被扶養者の要件を備えた日から30日以内に申請

被扶養者の認定申請は、被扶養者としての要件を備えた日から30日以内に提出することにより、要件を備えた日にさかのぼって認定します。

ただし、要件を備えた日から30日を過ぎて申請があったときは、申請のあった日（発信日）からの認定となり、要件を備えた日にさかのぼって認定はされません。

保険診療等の給付を受けるうえで、いつから認定されるかは重要なことですので、注意してください。

6 認定には要件を確認する書類が必要

被扶養者の要件を備えていることを確認するため、「被扶養者認定申請書」には戸籍等の書類を添付してください。

◎ 「被扶養者認定申請書」は複写式のため、私学共済ホームページからダウンロードできません。

用紙は共済事業本部又は各ガーデンパレス（東京・京都を除きます）共済業務課へ請求してください。

積立共済年金・共済定期保険 後期募集 (平成25年4月1日加入)

募集期間 11月1日(木)～11月30日(金) 私学事業団必着

●積立共済年金 (つみきょう)

加入者が在職中に掛金を積み立て、その積立金と配当金を原資として、退職(脱退)後に年金などを受け取ることができる公的年金を補完する制度です。

月々2,000円(2口)の掛金から積み立てることができ、運用予定利率は1.25%です。

この制度には右の2コースがあります。

※平成24年度前期募集より、積立金増額のため「中途一時払」の取り扱いができるようになりました。

税制適格コース (個人年金保険料 控除の対象)

満65歳までに10年以上掛金を積み立て
→退職(脱退)後、年金又は一時金を選択

自由選択コース (一般生命保険料 控除の対象)

満65歳までに2年以上掛金を積み立て
→退職(脱退)後、年金・医療保険・終身保険及び一時金を複数選択可能

●共済定期保険 (きょうさいていき) [共済定期保険専用フリーダイヤル ☎0120 (716) 267] 平日: 9:00～17:15

加入者の多様な保障ニーズに応じて、遺族年金や短期給付などの公的保障制度を補完する制度です。

コースの体系は右のとおりです。

募集にあたっては、個別案内付申込書が入った封筒を10月下旬に学校法人等あてに送付しますので、加入者に配付をお願いします。

- ◆1年ごとに収支計算し、剰余金が生じた場合は配当金を還付します。

平成23年度配当率

家族年金コース・学校加入コース 50.33%
医療保障コース 47.07%

- ◆退職後も継続して加入できる「退職後保障プラン」を引受保険会社で用意しています。このプランは共済定期保険脱退日直前まで継続して2年以上加入している人が対象の個人保険です。

●申し込み方法

後期募集では、「新規加入」「コース加入」「口数の変更」さらに「被保険者の追加及び脱退(共済定期保険のみ)」を受け付けます。

積立共済年金の新規申し込みをする場合は「新規加入申込書」を、すでに積立共済年金に加入している人が他のコースに加入を希望する又は口数を変更する場合は「コース加入・口数変更(増口・減口)申込書」にて申し込んでください。

共済定期保険の申し込み(新規・変更・脱退)は、パンフレットに記載されている加入資格(告知内容)、支払条件等を確認のうえ、「加入申込書兼告知書」にて手続きをしてください。

送付先 〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5 私学事業団 福祉部保健課貯金係

※より詳しく知りたい教職員を対象に、学校に訪問して説明会を開催します。ご希望の場合は貯金係までお申し出ください。

家族年金コース

(主契約です)

加入者が死亡又は高度障害になった場合、一時金又は年金を給付します。独身の人も加入することができます。(配当金を還付)

医療保障コース

病気やケガで5日以上入院したとき(配当金を還付)

医療費支援コース

1日以上入院も保障
その他手術、女性疾病にも対応

3大疾病保障コース

がん、急性心筋梗塞、脳卒中と診断され、所定の状態となったとき

長期休業補償コース

病気やケガで60日(免責期間)を超えて就業不能となったとき

学校加入コース

学校法人等が保険料を負担し、加入者へ弔慰金等を支給するなど福利厚生制度を充実させることを目的としています。(配当金を還付)



私学共済ホームページをご活用ください

<http://www.shigakukyosai.jp/>

広報相談センター 広報班

私学共済ホームページでは、私学共済制度に関する様々な情報を掲載しています。日頃の業務にご活用ください。

共済業務

こんなときどうする？

私学共済制度の仕組みや手続きについての疑問点にお答えします。

年金コーナー

年金の仕組みや手続きについて掲載しています。

英文サイト

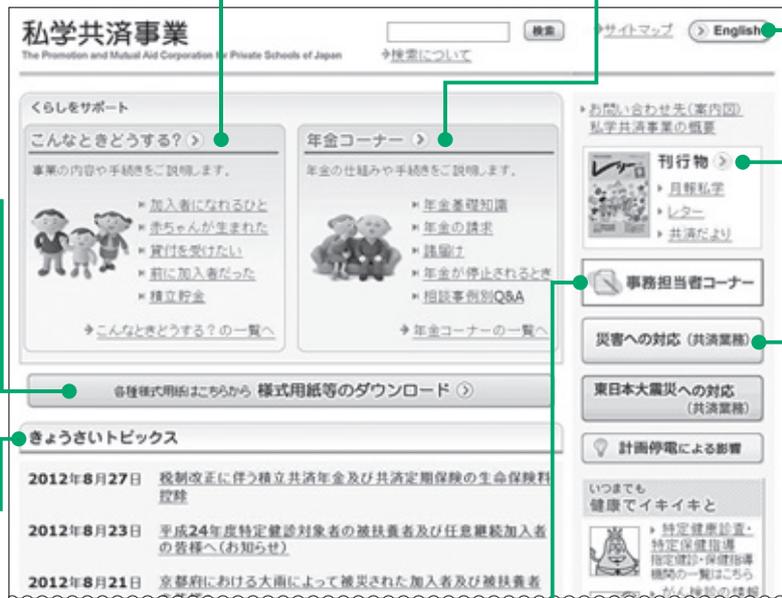
私学共済制度の給付内容等を英語で説明したページに進むことができます。

様式用紙等のダウンロード

手続きの際に使用する各種様式用紙等をダウンロードすることができます。①キーワード、②内容(分類)別、③用紙名(あいうえお順)から用紙を検索できます。

きょうさいトピックス

私学共済事業に関して、特にお伝えすべき事項がある場合、こちらに掲載しています。



平成24年9月1日現在

刊行物

広報誌のバックナンバーを読むことができます。

災害への対応

私学共済の災害への対応はこちらをご覧ください。

事務担当者コーナー

○事務担当者用ログインページ

「事務の手引」、「私学共済ブック」などの刊行物をPDFデータで掲載しています。ログインの際に必要なユーザー名とパスワードは広報班までお問い合わせください。今後さらに内容を充実させていく予定です。

○お知らせ

私学事業団から送付した通知文や事務担当者にてお知らせしたい内容を掲載しています。

○共済業務スケジュール(4か月分、毎月25日に更新)

保健・貸付関係の申込締切日、掛金納付期限及び広報刊行物等の発送スケジュール等を掲載しています。

○標準処理期間

私学事業団が届け出や請求を受け付けてから処理するまでの標準的な期間を掲載しています。

○特定健康診査・特定保健指導

健診結果提出時の書類等に関する内容や健診結果Excelデータ作成・チェック機能を掲載しています。

○磁気媒体での申請

「標準給与基礎届書」、「賞与等支給報告書」を磁気媒体で作成するプログラムは、こちらからダウンロードしてください。

○掛金早見表

代表的な早見表を掲載しています。

○各種リーフレットなど

採用時や退職時の加入者への説明の際に活用していただくリーフレットなどを掲載しています。



〒113-8441 文京区湯島1-7-5
☎03(3813)5321(代表)

ご照会の際は、学校記号番号、加入者番号をお手元にご用意ください。

年末調整用証明書の送付

①積立共済年金加入者

9月下旬に、生命保険料控除のための証明書（個人年金用・一般生命保険用）を積立共済年金加入者の届出住所あてに送付しました。なお、平成24年10月1日新規加入者は初回掛金振替後の10月下旬以降順次送付します。**【保健課】**

②共済定期保険加入者

10月中旬に、生命保険料控除のための証明書を共済定期保険加入者の届出住所あてに送付します。**【保健課】**

③住宅貸付借受者

平成23年12月までに住宅貸付を借り受けた人の「住宅借入金等特別控除」のための平成24年分「残高証明書」を、10月中に学校法人等あてに送付します。
※24年中に住宅貸付を受けた人及び残高証明書交付後、借入金年末残高等に異動が生じた人にかかる確定申告用の「残高証明書」は、25年1月中旬に学校法人等あてに送付します。**【貸付課】**

積立貯金 後期申し込み締め切り 残高通知書等の送付

- ①積立貯金の後期加入申し込みは**10月25日(木)**（私学事業団必着）までとなります。ご希望の場合はお早めにお申し込みください。
- ②「積立貯金決算明細書」及び貯金者にかかる「積立貯金残高通知書」は、10月上旬に学校法人等あてに送付します。**【保健課】**

住宅貸付の申し込みの際には 団体信用生命保険の加入をお勧めします

団体信用生命保険は、住宅貸付を借り受けている加入者が償還中に死亡又は高度障害になった場合、生命保険会社が本人に代わって貸付金残高を支払う制度（任意加入）です。安心してマイホームに住み続けるために、住宅貸付を申し込む際にはぜひご加入ください。

【貸付課】

私学事業団が発行した払込取扱票をご利用ください

掛金・貸付償還金・積立貯金等の納付・送金につきましては、必ず本事業団が発行した払込取扱票をご利用ください。本事業団への入金内容は内容が多岐にわたり、それぞれ法令で定められた項目ごとに事務処理を行うため、金額・内容等を記載した専用の払込取扱票による処理が必要となります。お手数をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

なお、指定口座からの自動引き落としが便利です。ぜひご利用ください。手続きにつきましては「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」の提出をお願いします。**【経理第二課】**

加入者向広報「レター」11月号等の送付

加入者向広報「レター」11月号、積立共済年金の募集パンフレット等を10月下旬に学校法人等あてに送付します。
※共済定期保険のパンフレット等は、「レター」11月号とは別便で10月下旬に送付します。**【広報班】**

10月の共済業務スケジュール

1日(月)	掛金	8月分納期限
2日(火)	貸付	送金
6日(土)	貸付	9月分定期償還期限
10日(水)	貯金	払込期限(必着)
15日(月)	貸付	11月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
22日(月)	貯金	送金
	貸付	送金
25日(木)	積立共済年金	脱退申出等締め切り
	貯金	後期加入・払戻・解約請求締め切り
29日(月)	掛金	9月分掛金口座振替(自振校のみ)
	貸付	10月分定期償還口座振替(自振校のみ)
31日(水)	貸付	11月22日送金申し込み締め切り
	掛金	9月分納期限

11月の共済業務スケジュール

2日(金)	貸付	送金
6日(火)	貸付	10月分定期償還期限
9日(金)	貯金	払込期限(必着)
15日(木)	貸付	12月3日送金申し込み・任意償還申出締め切り
	アイリスプラン	年金コース加入申し込み締め切り

委員の就任及び退任のお知らせ

◆ 共済運営委員会

(平成24年8月31日付)

退任 石井 玲

(平成24年9月1日付)

新任 榎本 雅人



「月報私学」に対するご意見・ご要望をお待ちしています

「月報私学」は私学事業団の広報誌として、私学の皆様に役立つ情報を提供するため、より一層の充実を図っていきたいと考えています。皆様から本誌に対するご意見、ご感想、また取り上げてほしい企画などのご要望がありましたら、下記までお寄せください。今後の編集の参考にさせていただきます。たくさんのご意見をお待ちしています。

日本私立学校振興・共済事業団 企画室

☎03 (3230) 7810・7811

Eメール kikaku@shigaku.go.jp

助成業務

〒102-8145 千代田区富士見1-10-12

☎03 (3230) 1321 (代表)

平成25年度「学術研究振興資金」及び「若手研究者奨励金」の公募締め切り

平成24年8月27日付けで、大学・短期大学・高等専門学校法人あてに送付しました、標記にかかる書類の提出締め切りが近づいています。

応募される学校法人は、期限までに「研究計画推薦書」、「研究計画調書」等、必要書類を私学事業団寄付金課までご提出ください。

なお、公募要領、公募様式等については、私学事業団ホームページ▶助成業務▶「学術研究振興資金」▶「平成25年度学術研究振興資金公募様式等」及び「平成25年度学術研究振興資金（若手研究者奨励金）公募様式等」をご覧ください。

提出期限 平成24年10月26日（金）

助成部 寄付金課

☎03 (3230) 7316・7319

Eメール kifukin@shigaku.go.jp



私立学校等からの研修生受け入れ

私学事業団では、私立学校教育の振興に関する実務経験等を通じ、当該私立学校等の運営の充実を図るための広い見識と実務能力の育成を図ることを目的として、助成業務においては私立学校等の職員を受け入れる研修制度を設けています。

平成25年度の研修生受け入れに関する募集要項は、10月中旬にホームページ等でお知らせする予定ですのでご覧ください。

総務部 人事課

☎03 (3230) 7883・7884

Eメール jinji@shigaku.go.jp

第12回 私学振興債券の発行

私学事業団では、私立学校の施設設備の整備に要する資金その他経営に必要な資金について、長期資金・固定金利の貸付事業を行っています。

この事業に要する資金の一部として、平成24年度は第12回私学振興債券（10年債）の発行を予定しており、主幹事に三菱UFJモルガン・スタンレー証券（事務）とSMB C日興証券を指名しました。

発行額は50億円程度です。

財務部 経理第一課

☎03 (3230) 7272・7273

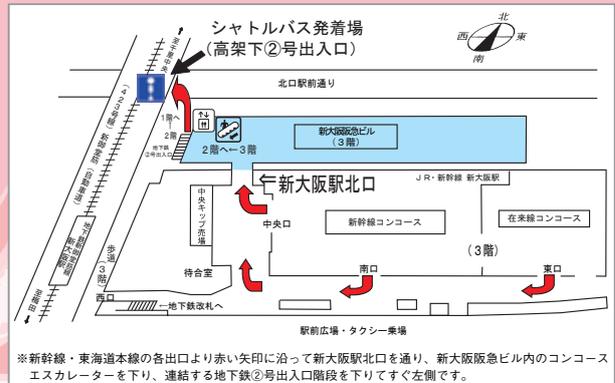
Eメール keiri1@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

シャトルバス乗り場へのアクセスが向上しました!!

JR新大阪駅に「北口」が新設され、大阪ガーデンパレス専用のシャトルバス乗り場へのアクセスが向上しました。シャトルバス乗り場は、地下鉄②号出入口階段を下りて左側（北口から徒歩1分）です。大阪ガーデンパレスにお越しの際には、15分間隔で運行（7：35～23：05）するシャトルバス（無料）をご利用ください。



スポーツ・各種団体宿泊プラン

1泊2食 1室2～3名 (1名様) **7,500円**

取扱期間：平成25年3月31日まで
 (12月29日及び12月31日～1月3日を除く)

クラブ遠征合宿やゼミ旅行などに最適な
 団体 (15名以上) を対象とした宿泊プランです。



朝食(イメージ)

HOTEL, BANQUET& RESTAURANT
Gp 大阪ガーデンパレス

〒532-0004 大阪市淀川区西宮原1-3-35 ☎06 (6396) 6211
 (JR「新大阪」駅北口から徒歩10分。地下鉄「新大阪」駅②号出入口から無料送迎バスを運行)

融資事業のご案内

平成24年度融資のご相談、お待ちしております！

■ 融資金利率表 (平成24年10月1日現在)

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
【一般施設費】 校(園)舎、体育館、講堂、遊戯室等の建築事業等並びに校(園)地の買収事業等	年% 1.5	年% 0.8	年% 0.6
【特別施設費】 寄宿舎、国際交流会館、セミナーハウス等の建築事業並びに当該施設建築のための土地買収事業等	1.6	0.9	—
【教育環境整備費】 校教具、通園バス等の購入 ※幼稚園、特別支援学校、専修学校が対象	—	—	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.5
【教育環境整備費】 大型設備・情報技術整備等	—	0.8	—

※融資金利率は毎月の金利情勢により変更することがあります。
 ※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

校舎、園舎等の施設の建築
 (改修も含みます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、長期資金（据置期間を含めて最大20年）・固定金利・元金均等償還です。

施設整備をご計画なら「安心で、安定感のある」本事業団資金のご利用を検討されてはいかがでしょうか。

24年度融資のご希望については、現在受付中です。

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
 (私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862～7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp